

## 刑事訴訟法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

### 【事例】

1 覚醒剤取締法違反（自己使用）の前科のあるAは、令和3年3月3日、警察官Pに、先月から5回にわたり甲から大麻樹脂の買い手を紹介するように依頼を受けた旨の捜査情報を提供した。この捜査情報を信頼できると考えたPらは、甲に対する捜査を開始したが、甲の大麻樹脂の有償譲渡の関与の有無及びその隠匿場所が判明しなかったことから、翌4年4月4日、Aを捜査協力者として甲に対する捜査を行うこととした。

2 Pの依頼を受けたAは、同月11日、甲に電話をかけ、大麻樹脂の購入に関心がある人を紹介したいと伝えた。それを快諾した甲は、翌12日午後9時、B駅前で、A及び身分を秘匿したPと会った。Pは、甲に「大麻樹脂を買いたい。」と尋ねると、甲は、「今は何も持っていない。明日なら用意できるがどうか。」と答えた。Pは、「今すぐ必要だ。明日になるなら、要らない。」と言い、甲との取引は成立しなかった。翌13日午後2時、甲はAに電話をかけ、Pと大麻樹脂の取引をしたい旨を述べたので、Aは、この内容をPに伝え、同日午後10時、甲は、A及びPと待ち合わせ場所のC公園で会った。

3 甲は、Pに「大麻樹脂を持ってきた。昨日の話を考え直して、大麻樹脂を買わないか。」と言いながら、Pに大麻樹脂を提示した。Pは、同日午後10時5分、甲を大麻取締法違反（営利目的所持）で現行犯逮捕し、大麻樹脂を差し押さえた。

4 その後、甲には、同年3月10日に発生したD宝石店に対する強盗事件への関与が疑われる事実が明らかとなったが、甲を逮捕するだけの疎明資料がなかったことから、甲に対する逮捕状は発付されていなかった。甲の送致を受けた検察官Rは、同年4月15日午後3時、大麻取締法違反（営利目的所持）及びD宝石店に対する強盗罪につき、甲に対する勾留を請求した。

### 【設問】

(1) 甲の現行犯逮捕に至るまでの捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

(2) 甲に対する勾留請求を受けた裁判官は、D宝石店に対する強盗罪につき勾留状を発付することができるかについて、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。検討に当たっては、勾留請求の時点で、上記大麻取締法違反（営利目的所持）につき勾留の要件を欠いているが、上記強盗罪につき勾留の実体的要件は満たされているものとする。

（参照条文）

## 刑事訴訟法

大麻取締法

第 24 条の 2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5 年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7 年以下の懲役に処し、又は情状により 7 年以下の懲役及び 200 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

( 8 0 点 )